

# 耐震診断義務付け家屋に 耐震改修工事を行った方へ

昭和56年5月31日以前に工事着手された建築物のうち、病院・店舗等多数の人が利用する大規模な建築物(要緊急安全確認大規模建築物)及び地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で一定の高さ以上のもの(要安全確認計画記載建築物)(以下、これらを「耐震診断義務付け家屋」といいます。)で、政府の補助を受けて令和8年3月31日までに耐震改修を行った家屋について、当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税額の減額制度があります。

制度の適用を受けるための要件や必要となる申告の手続き等については、以下をご覧ください。

## 1. 減額の内容

当該耐震改修家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の2分の1に相当する税額を、改修工事完了の翌年から2年間減額\*します。

\* 減額する税額は補助対象事業費(耐震改修工事費)の2.5%が限度額となります。

## 2. 減額の要件 ※①～⑤の全てを満たす必要があります。

- ① 耐震診断義務付け家屋で、耐震診断の報告があったものであること
- ② 平成26年4月1日から令和8年3月31日までに耐震改修を行った家屋であること
- ③ 建築物耐震対策緊急促進事業のうち、耐震改修を行う事業に係る補助(政府の補助)を受けていること  
\*「横浜市特定建築物耐震改修等補助事業」又は「横浜市マンション耐震改修促進事業」に係る補助を受けている必要があります。
- ④ 次のいずれかの者により現行の耐震基準に適合するものとして証明を受けていること  
ア 横浜市長(担当:建築局建築防災課)  
イ 建築士  
ウ 指定確認検査機関
- ⑤ 耐震改修工事完了日から3か月以内に当該家屋の所在する区役所税務課家屋担当へ申告すること

## 3. 申告の手続き

下記の必要書類をそろえ、家屋の所在する区役所税務課家屋担当に申告して下さい。

- ① 耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税・都市計画税の減額に関する申告書  
\* 横浜市ウェブサイトダウンロードできます。(区役所税務課でも配布しております。)
- ② 耐震基準に適合することを証する書類  
\* 原則として横浜市建築局が発行しますが、建築士又は指定確認検査機関でも証明の発行ができます。  
\* 証明の発行については申請が必要となります。詳しくは各証明機関又は証明者にお問い合わせください。
- ③ 政府の補助を受けていることの確認できる書類(補助金額確定通知書)

本減額制度の詳細及び申告書のダウンロード等については、下記に記載する横浜市ウェブサイトをご覧ください。

・本減額制度の詳細について

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/y-shizeikoteishisan-toshikeikakuzei/koteishisan-toshikeikakuzei-shosai/kaoku-genmen/taishingimuduke\\_00.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/y-shizeikoteishisan-toshikeikakuzei/koteishisan-toshikeikakuzei-shosai/kaoku-genmen/taishingimuduke_00.html)

・申告書のダウンロードについて

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ba47e174-6ea2-46bf-9a02-1558cdda2971/start>

スマートフォンの方はこちら→

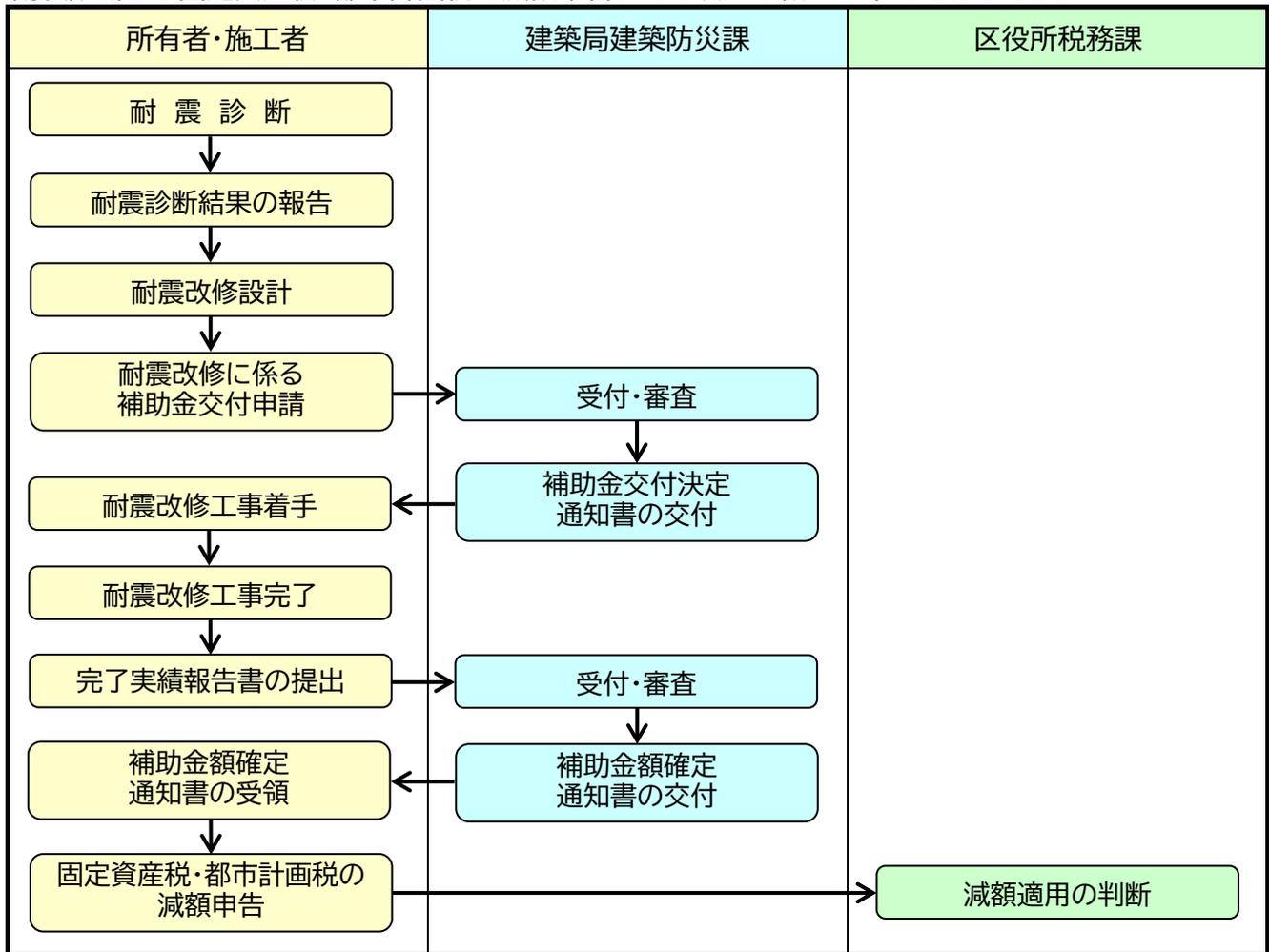


スマートフォンの方はこちら→



## 4. 減額申告までの流れ

耐震診断から固定資産税・都市計画税の減額申告までの流れは概ね以下のとおりです。



## 5. お問い合わせ先等

○固定資産税・都市計画税に関すること(家屋の所在する区の区役所税務課)

(市外局番:045)

鶴見区	電話 510-1729~32	神奈川区	電話 411-7054~6	西区	電話 320-8354~5
中区	電話 224-8204~6	南区	電話 341-1163~4	港南区	電話 847-8365~7
保土ヶ谷区	電話 334-6254~6	旭区	電話 954-6053~6	磯子区	電話 750-2365~8
金沢区	電話 788-7754~7	港北区	電話 540-2281~6	緑区	電話 930-2274~7
青葉区	電話 978-2254~7	都筑区	電話 948-2270~3	戸塚区	電話 866-8368~72
栄区	電話 894-8365	泉区	電話 800-2365~7	瀬谷区	電話 367-5665~6

○横浜市特定建築物耐震改修等補助事業、横浜市マンション耐震改修促進事業に関すること

横浜市建築局建築防災課

電話：045-671-2928 F A X：045-663-3255

\*「横浜市特定建築物耐震改修等補助事業」及び「横浜市マンション耐震改修促進事業」の詳細については下記に記載する横浜市ウェブサイトをご覧ください。

・横浜市特定建築物耐震改修等補助事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kencu/hiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/tokutaishin.html>

・横浜市マンション耐震改修促進事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mantai/kaishu.html>

スマートフォンの方はこちら→



スマートフォンの方はこちら→

